

長建協発第307号
平成22年11月1日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

労働時間の適正化に関する要請について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働時間等の現状を見ると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態が見られ、平成21年度の脳・心臓疾患に係る労災認定件数は293件に上り、過重労働による健康障害も依然多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところであります。

これらの問題の解消に向けては、使用者が適正に労働時間を把握した上で、適切な対処を行うことが求められることはもちろん、長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するといった改正労働基準法等の趣旨も踏まえ、使用者のみならず、労働者や労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、職場の実態をよく知る労使が一体となった取組を行うことが望まれます。

つきましては、厚生労働省では、本年度も過重労働による健康障害や割増賃金の不払に係る労働基準法違反等の問題の解消に向けて、11月に「労働時間適正化キャンペーン」を実施することとなり、全建を通じ同省労働基準局長より別添のとおり要請がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。